

第2回 避難所における良好な生活環境の確保に関する検討会

第1回検討会で指摘された論点

(1. 避難所の体制及び運営者の体制)

- 大規模災害の場合、あらかじめ指定していた避難所が被災したこと、指定避難所以外にも急遽、寺、公民館及び福祉施設等が緊急の避難場所となったこと、並びに収容可能数以上の避難者が避難してきた事例もあったので、避難所の量的な確保や職員体制の確保を備えることは必要ではないか。
- 上記のような大規模災害の場合、市町村職員だけでは避難所運営は不可能である。自主防災組織や被災者自身による自主的な運営や県等からの応援職員、施設の管理者、地域住民あるいはボランティア等と協力・連携し、避難所の状況に合わせて対応していくことが必要ではないか。
- 発災時に、避難所の運営責任者が被災することもあるので、誰でも避難所を立ち上げることができるよう簡単なガイドラインを作成し、日頃から訓練をしておくべきではないか。大規模災害時には、当初から地域住民による避難所運営が求められる。
- 避難所の運営に関して、役割分担を明確化し、市町村の職員、学校の教職員による運営から、地域住民による自主的な運営にできるだけ早期に移行できるようにすべきではないか。
- 地域住民の自主的な活動として、救援物資でもらった野菜で漬物をつくる漬物チームを結成した他、障害のある人たちの身体機能の低下を予防するための取組としてお茶飲み場を作ったり又はお散歩の取組を行った事例があるが、地域住民も様々な形で避難所への運営を支えるべきではないか。

(2. 都道府県による市町村の支援体制等)

- 都道府県の管轄である特別支援学校が福祉避難所として指定されない例もあるが、市町村は都道府県と連携を図り、都道府県の施設を避難所として活用できるようにしておくべきではないか。
- 都道府県と市町村の関係について、県と市町村との間で総合的な窓口を設けるとともに、専門的な部署からも助言がなされるような両方を備えたバックアップ体制を構築するべきではないか。
- 市町村が現場に出て被災者の対応を行っているので、国への報告等と同じ内容の多種多様な報告が求められる場合、可能な限り都道府県で対応し、市町村の業務が軽減されるよう配慮すべきではないか。

(3. 避難所の運営)

- 避難所の運営について、大規模災害における応急救助の指針や福祉避難所設置・運営ガイドラインに示されているが、これらガイドラインに沿って平時からしっかりと備えていれば、もっと良い対応ができたのではないか。
- 福祉避難所の設置予定場所に既に被災者が避難していたため、福祉所として避難所を開設できなかった。また、市役所などにも被災者が避難して来ており、災害対策本部としての機能を維持できなかったことから、予め福祉避難所として予定していない場所については、健常の被災者を受け入れないよう避難所運営マニュアル通りに運営することは必要ではないか。
- 避難所生活も長丁場になってくると被災者から様々な不平や不満も出てくるため、避難所の秩序を守るため、避難所の代表者と話し合い、予め最低限のルールを作るとともに、状況の変化に応じた対応も必要ではないか。
- 避難者の数の把握は食料の配給等で重要なことから、避難所1人1人に氏名と行政区を記帳してもらい、避難所名簿を作成すべきでないか。
- 発災当初、保健師が各避難所を巡回し、被災者の健康情報を収集していたが、外部からの応援が可能になった以降は、保健師としてできることには限りがあるので、避難所から健康状態の情報を提供してもらえそうな仕組みを構築し、保健師が避難所と外部医療機関等とのパイプ役として被災者の健康管理を支援した。発災後のフェーズ毎の状況の変化に応じて、自らの役割を変化させるとともに、市町村、避難所、外部団体が適切に連携し、外部の力を活用できるようにすべきではないか。
- 運営ミーティングに男性だけが参加するのではなく、日頃、介護や子育てを担うことが多い女性も責任者として加わり、高齢者、障がい者、乳幼児などのニーズを反映させるべきではないか。
- メディアに報道される避難所や大きな避難所が支援されやすく、小さい地域にある避難所には全く支援が行き届かないことがないよう、小規模の避難所や指定避難所以外の避難所についても、状況把握をし支援が行き届くようにすべきではないか。

(4. 被災者のニーズの把握と情報提供)

- 被災者のニーズの変化に対応できるよう意向把握を実施したり、声を出しにくい被災者の意見を集約できるよう市役所内に総合相談窓口を開設したり、避難所に出張相談すべきではないか。
- 被災者の先の見えない生活等の疑問、不安、不満を解消するため、被災状況や支援策等の情報を被災者へ提供し、情報不足にならないよう、相談・情報提供のあり方を検討する必要があるのではないか。

(5. コミュニティの維持)

- 避難所へ集落毎に集まったり、仮設住宅にもコミュニティ単位で移動してもらうことは仮設住宅におけるコミュニティの維持や防災集団移転等の地区の復興を考えるうえで、有益であるので、考慮すべきではないか。
- 被災者が孤独等に陥らないよう、避難所で知っている人達には、そのまま仮設住宅に移って隣同士で住んでもらい、声をかけてもらうという体制を取ることが必要ではないか。

(6. 災害時要援護者対策)

- 福祉避難所情報について、障害者に知られていないという実態があったことから、周知の仕方を工夫し、その徹底を図るべきではないか。

(7. 運営者のケア)

- 避難所を運営する職員のストレスを解消するため、職員からの相談担当者を決めておく等、運営者の心身の安定の確保を図る方策を考えておくべきではないか。
- 避難所を運営する職員の食料等の確保を十分に考えておくべきではないか。

(8. 自立支援が基本)

- 税金で賄っているというコスト意識を持つべきである。もっと自助ということを認識すべきではないか。自分で頑張ってもらうことを基本として、地域住民が自立できるような支援でなければならない。

(9. 平時からの備え)

- 平時から、学校等の避難所運営について、行政、施設の管理者、自主防災組織、地区代表者との連携を図り、防災訓練等を開催し、避難所内で起こり得る事象、健康問題等の知識を一般市民へ教育する等、防災対策を強化していくべきではないか。
- 避難所運営について、自治会や婦人会等と災害に備えた体制作りを行い、日頃からの協力関係を構築し、訓練も実施しておくべきでないか。
- 日常に欠かせないライフラインが使えなくなったら、いかに大変かということをも身を持って日常生活の中で体験しておくべきではないか。